## 件名 「公民館等の利用者負担の見直し」について

## 請願理由

私達いつも小平市の各公民館・図書館集会室で活動する団体は、使用料の減免により無料で会場使用が出来るため、多くの定期講座、講演会、展示会を通じて、学習の場を確保し、生き甲斐にしてきました。また、ダンスやレクリエーション、住民の集会に参加することにより、健康の増進、気持ちの若さを保ち、医療費の増大削減にも寄与しているという意見が多数です。これからも、より多くの市民が公民館活動に参加することで、小平市の「ひとづくり」「まちづくり」を推進していく、その重要な施設が公民館だと考えています。

今回の「集会施設等の利用者負担の見直し」は、市民の自主的な学習活動や市との共同活動に水を差すことにつながります。有料化による目の前の収益よりも、将来を見据えて公民館活動を活発にし、そこで培った市民自治力をより充実させることで、小平市にとっても様々な効果をより一層高めることが出来ると思います。小平市でも高齢化率 22.2%(平成 27 年現在)という超高齢社会を乗り切るための大切な場を失う施策だと危惧しています。高齢化に伴い、公民館の役割はますます重要になっているのではないでしょうか。

減免措置の見直しの根拠としている「利用する人と利用しない人との公平性」と言う論理は、いつでも、誰でも使える公民館の理念に反するもので、社会教育法第20条の目的遂行を掲げてきた戦後70年間適用されてきませんでした。社会教育施設は税金で賄われています。利用する人から使用料を取ることは税金の二重取りになり、それこそ公平性に欠けることになります。

公民館・図書館集会室は、行政から独立した教育委員会の管理下に置かれています。

上記の活動を衰退させないために下記の請願を致します。

## 請願事項

・社会教育施設である公民館・図書館集会室設立の趣旨、役割に鑑み、減免措置を今まで通り継続してください。

請願者 住 所 小平市回田町 39-5

2020年 4月 6日

団 体 名 小平・環境の会 代表

11 4

電 話 080-5496-7675

賛同団体 小平市憲法を学ぶ会 会長 棟方貞夫

小平市統計学を学ぶ会 会長 佐野孝 九条の会・小平 代表 木村重成 どんぐりの会 代表 尾川直子 憲法と生活 会長 川端安弘 公民館等のこれからを考える会 代表 堀内通成 グリーフサポートこだいら 代表 森幸子 平和と未来のひろば・小平 代表 岡村通代 ぽかぽかティータイム 代表 小島浄華 中国体操さくらの会 代表 三浦末子

产武

## 小平市 教育長 古川 正之 様

 1生月
〒
₸
₸
₸
〒